

緊急トラブルニュース

魚介類の送りつけ商法に注意しましょう

相談事例

日時は覚えていないが、突然カニなどの魚介類を扱う遠方の業者から電話が掛かった。しかし、必要ないので断った。ところが、数日たって代金引換の宅配便で商品が送付されてきたので受取拒否をした。すると留守中、再び商品が配達されたらしく、「不在連絡票」が郵便受けに入っていた。

代金を支払わなくてはならないか。会社名も連絡先も分からない。(70歳代 女性)

処理結果

宅配業者に頼んで、業者の連絡先を教えてくださいというように相談者に伝えた。その情報を元にセンターから業者に問い合わせたが、業者は不在だった。そこで、法律で定められた契約書面を受け取っていないことを理由に、クーリング・オフのハガキを送付するように相談者に勧めたところ、相談者は承諾した。

その後、業者からセンターに電話が掛ってきたので、相談者がクーリング・オフのハガキを送付したこと、また、相談者に再勧誘しないように申し出た。



アドバイス

●電話などで勧誘されても必要がなければ、「いりません」とはっきり断りましょう。「いいです」「結構です」と言うと、契約に応じたとの意味に取られやすいので要注意です。断ると業者が嫌な思いをするのではないかと思うかもしれませんが、業者は断られても何とも思っていない。

●一方的に商品が送りつけられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

業者の連絡先等が分からないことが多いため、商品を受け取ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。

おかしいな困ったなと思ったときは、お気軽にご相談ください

行橋市広域消費生活センター

行橋市西宮市2-1-39 2階(行橋駅西口そば)

電話 0930-23-0999

相談受付：月～金 9:00～17:00(祝日、12/29～1/3を除く)

消費生活 出前講座

無料で講師を派遣いたします

消費者トラブルや被害から身を守るため、
出前講座を活用してみませんか？

消費生活センターの相談員が
身近で発生している消費者トラブル
(訪問販売・ネットトラブル・マルチ商法等)
について分かりやすくお話しします。



- 人数 5人以上
(区長会・女性学級・老人会・学校など各種団体)
- 時間 1～2時間程度
- 曜日 月曜日～金曜日の9時～17時
- 費用 無料
- テーマ
 - ・悪質商法！～手口を知って自己防衛～
 - ・若者に多い消費者トラブル
 - ・高齢者の悪質商法被害防止と対処法
 - ・携帯電話・スマホの消費者トラブルについて

●お問い合わせ●

行橋市広域消費生活センター

TEL 0930-23-0999

FAX 0930-23-4422

行橋市西宮市2-1-39 2階

お申込は
こちらまで

